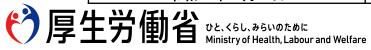
令和5年7月27日



死因究明等に関する施策の推進状況について

厚生労働省 医政局医事課 死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生労働省が行う死因究明等の推進に関する施策

基本法における基本理念

(基本理念)

- 第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、 行われるものとする。
 - 一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。
 - 二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。
 - 三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながる ものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。
 - 四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。
- 2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。
- 3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における**死因究明が** その被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、 行われるものとする。

厚生労働省の施策の目的

厚生労働省は、特に以下の観点から死因究明に関する施策を実施している

- ◆医学、歯学等に関する専門的科学的知見の活用
- ◆公衆衛生の向上及び増進に資する情報の活用
- ◆市民生活に危害を及ぼす事象の被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止等

死因究明等体制の推進に向けた支援 (平成30年度以降)

(単位:千円)

事業名	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額
総額	236,799	262,357	262,357
死因究明拠点整備モデル事業	-	47,507	47,507
異状死死因究明支援事業	107,544	115,861	115,861
異状死死因究明支援事業等に関する検証事業 ※令和4年度からデジタル庁において一括計上	40,760	10,494	10,494
死体検案講習会費	19,526	19,526	19,526
死亡時画像読影技術等向上研修	11,235	11,235	11,235
死体検案医を対象とした死体検案相談事業	36,498	36,498	36,498
死亡時画像診断システム等整備事業	※ 医療施設等設備整備費補助金及び医療施設等施設設備費補助金の内数		
災害歯科保健医療チーム養成支援事業	5,433	5,433	5,433
歯科情報の利活用推進事業	15,339	15,339	15,339

死因究明拠点整備モデル事業

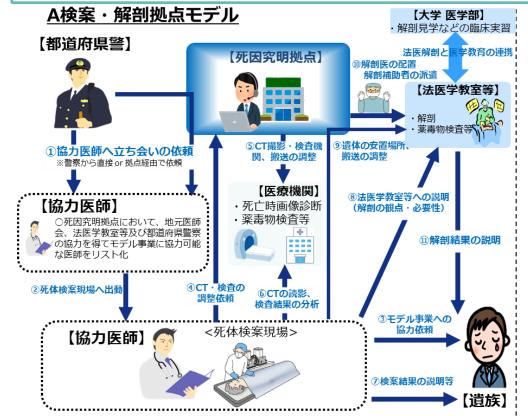
目 的

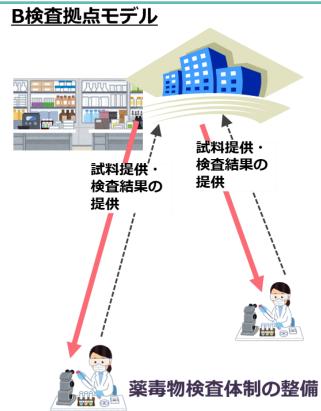
死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画(令和3年6月1日閣議決定)において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

事業内容

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、A検案(※)・解剖拠点モデル、B検 査拠点モデルを整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

(※)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること





死因究明等推進地方協議会



全都道府県で開催

愛媛県	北海道	大阪府
福岡県	福井県	鳥取県
東京都	三重県	長野県
滋賀県	千葉県	大分県
新潟県	山口県	山形県
秋田県	愛知県	沖縄県
岡山県	佐賀県	福島県
茨城県	広島県	長崎県
高知県	徳島県	神奈川県
静岡県	石川県	京都府
兵庫県	富山県	香川県
岐阜県	群馬県	山梨県
埼玉県	栃木県	鹿児島県
熊本県	和歌山県	岩手県
島根県	宮崎県	宮城県
奈良県	青森県	

(令和5年2月13日現在)

異状死死因究明支援事業

目 的

○ 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県等に対し、死因不詳の死体に対して、 解剖又は死亡時画像診断等の検査に係る経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等に ついて財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

事業内容

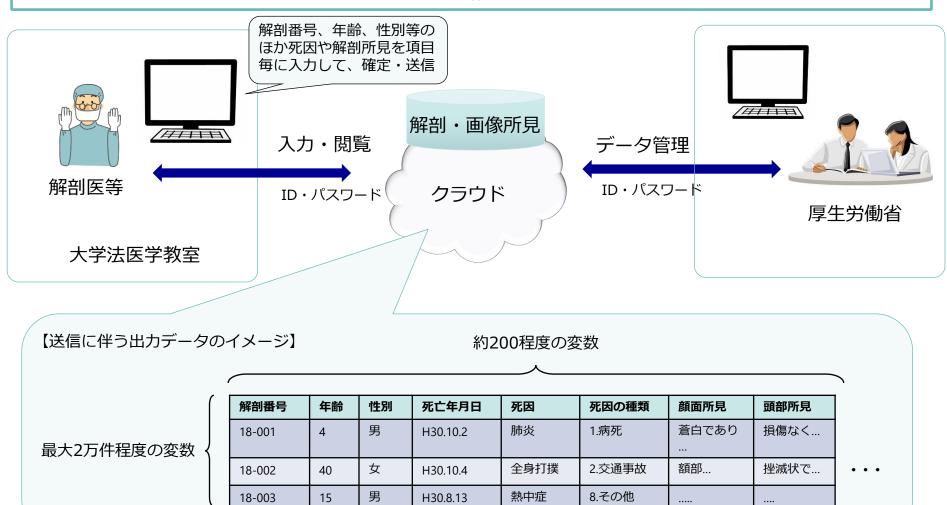
- ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
- ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援
- ※①~ ③ は「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第6条の規定に基づき実施するものを除く。

補助実績

- 平成30年度 26都府県(青森、秋田、山形、茨城、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、 鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、 高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄)
- **令和元年度 30都道府県**(北海道、青森、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、山梨、岐阜、 愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄)
- **令和 2年度 24都府県**(北海道、青森、秋田、山形、茨城、千葉、東京、新潟、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、岡山、山口、 香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄)
- **令和 3年度 27都府県**(北海道、青森、岩手、秋田、山形、茨城、千葉、東京、新潟、岐阜、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、島根、 岡山、山口、徳島、香川、愛媛、 高知、福岡、佐賀、長崎、鹿児島、沖縄)
- 令和 4年度 37都道府県(北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、 長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、 高知、 福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄)

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業 <u>-解剖・死亡時画像診断全国データベースシステム</u>」の構築 ―

- ✓ 死因究明目的で実施された解剖や死後CT画像等の情報を試行的にクラウド上のデータベースシステムに登録するもの。
- ✓ 情報の収集・登録を行う上での課題等を把握することを目的として実施。
- ✓ ID・パスワードを用いて内容の真正性とセキュリティーを担保しつつ、参加機関は自施設入力データの閲覧が可能となっている。



死亡時画像診断システム等整備事業

目 的

○ 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する医療機関 等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図る。

事業内容

①設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び 死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療 機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MR I等)の支援

②施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び 死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改 築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖 室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援





補助実績

平成30年度1県令和元年度3県令和2年度2県令和3年度1県令和4年度6県

※令和4年度は交付決定 した都道府県数

死体検案講習会事業

1.目 的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

2. 講習日程・内容(上級)

2 日間



座学中心

- ・死体解剖保存法などの法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室 などにて現場実習



座学中心

- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクーリング (実習)を受けて症例報告

修了

日

誾

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。

また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・ 検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加 させる。

○令和2年度以降

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入
- ・受講者の募集人員を増加
- ○令和3年度
- ・受講者の募集人員を更に増加

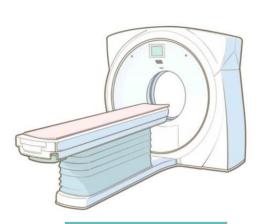
修了者数実績

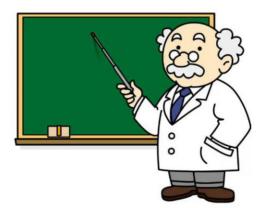
平成30年度基礎202名上級115名令和元年度基礎176名上級87名令和2年度基礎484名上級0名令和3年度基礎543名上級183名令和4年度基礎505名上級84名

死亡時画像診断読影技術等向上研修

【死亡時画像読影技術等向上研修】

○ CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。





【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、 死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。

修了者実績

平成30年度 医師132名 診療放射線技師56名

令和元年度 医師118名 診療放射線技師71名

令和2年度 医師148名 診療放射線技師139名

令和3年度 医師263名 診療放射線技師263名

令和 4 年度 医師 756名 診療放射線技師 598名



新型コロナウイルス感染症対策のため、 オンデマンド方式の講義を導入

○令和3年度以降

毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

○ 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等 を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医) が死体検案を行っている。
- 死因究明推進計画においては、<mark>検案の実施体制の充実が明記されており、死体検案医が死因判定等ついて</mark>悩んだ際
- に、法医 (法医学を専門とする医師) に相談できる体制が必要。



医師(法医)を配置



個別事例について、法医学的見解について 電話等にて相談





死体検案医



※ 多くは臨床医学を専門としている警察協力医

○ 死因判定の難しい検案において法医の意見を仰き、より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。

歯科情報の利活用及び標準化普及事業と歯科情報の利活用推進事業概要

~R元年度

歯科診療情報の標準化に関する実証

- ・口腔状態標準データセットを基に「口腔診査情報標準コード仕様」を策定
- ・ベンダー各社に「口腔診査情報標準コード仕様」を提供し、レセプトコンピューター用プログラム開発を行い、実装に向けた課題等を検証
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」を用いたモデル事業を実施し、その実用性について検証
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」の厚生労働省標準規格取得に向けた準備
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」の新たな利活用方法について検討開始
- ・歯科健診データの「口腔診査情報標準コード仕様」に準拠した標準化の検証
- ・実在する歯科健診情報を当該コード仕様により標準化して出力し、集計、分析に資するかどうか検証

「口腔診査情報標準コード仕様」のメインテナンス

当該コード仕様の維持・管理のための必要な修正等のメインテナンス

R 2 ~ 4 年度

「口腔診査情報標準コード仕様」の標準規格化

・令和3年3月26日に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として認められた。

歯科診療情報による身元確認のためのデータベースの構築に向けた調査・検証

- ・「口腔診査情報標準コード仕様」に準拠した標準データの収集方法の検討
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」の利用・活用等に関する検討
- ・レントゲン画像の活用等に向けた実態調査

歯科情報の標準化に関する普及啓発

・歯科医療関係者を対象に歯科情報標準化の意義や必要性等の理解向上を目的とした研修会を実施

R 5 年度

レセプトデータを用いたデータベース構築に関する課題の検討等

- ・「レセプト変換モデル」によるデータ収集を想定した場合の精度検証
- ・個人情報の取扱、データベースの運用のあり方等に関する調査・検討
- ・歯科診療情報以外のデータ(レントゲン画像等)の活用に向けた実態調査

歯科情報の標準化に関する普及啓発

歯科診療情報を用いた身元確認のためのデータベースのイメージ

